

(様式1)

企画提案コンペ参加資格確認申請書

みえ観光の産業化推進委員会 委員長 あて

五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託に係る企画提案コンペに参加したいので、必要書類を添えて資格の確認を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

令和 年 月 日

住所（所在地）

※参加希望者 商号又は名称

（フリガナ）

代表者職氏名

（印）

（見積書に押印する印を使用してください。）

代表者生年月日

大正・昭和・平成 年 月 日生

電話番号：

FAX 番号：

記

1. 案件名称:五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託
2. 誓約事項
 - （1）当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

3. 添付書類

- ☐ 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合。商号、所在地、代表者、（資本金等）の事項が記載されているもの。写し可）
- ☐ 身分証明書（個人の場合。身元証明書。本籍地市町村長証明のもの。写し可）
- ☐ 成年被後見人、被保佐人等について登記されていないことの証明書（個人の場合。東京法務局発行のもの。写し可）
- ☐ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第1－2号様式）
- ☐ その他入札公告及び入札説明書に示す書類

※なお、4. 特記事項（1）、（2）の登録者であって、登録済みの情報に変更がない場合は書類の提出を省略できるものとします。

4. 特記事項（該当する場合は、必要事項を記入してください。）

- （1） 三重県入札参加資格者名簿（建設工事関係）登録者
登録の有無（ 有 ・ 無 ）
登録番号：
登録内容の変更（ 有 ・ 無 ）
- （2） 三重県物件等電子調達システム利用登録者
登録の有無（ 有 ・ 無 ）
登録番号：
登録内容の変更（ 有 ・ 無 ）

申請書の記載に関する連絡先

所属の名称	
担当者名	
電話番号	
FAX 番号	
電子メールアドレス	

※三重県物件関係競争入札及び落札資格に関する要綱に規定する落札資格確認のため、申請書及び委任状に参加希望者の生年月日を記載していただきます。

※申請書及び委任状に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。また、その情報については、三重県個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

(様式1-1)

委任状

案件名称：五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託

みえ観光の産業化推進委員会 委員長 あて

令和 年 月 日

委任者	住所（所在地） 商号又は名称 フリガナ 職氏名	印
-----	----------------------------------	---

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

上記の企画提案コンペにおいて、下記の者を受任者（代理人）として定め、下記の権限を委任します。

記

受任者（代理人） 住所（所在地） 商号又は名称 フリガナ 職氏名	印
--	---

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日生

委任事項（※委任する事項を選択してください。）

- 1 ☐ 企画提案又は見積に関する一切の件
- 2 ☐ 資格申請に関する一切の件
- 3 ☐ 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
- 4 ☐ 物品の納入及び契約の履行に関する件

(様式1 別紙)

参加資格確認申請書（共同提案（JV））

件名：五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託

参加意向申出者（幹事者以外の共同提案者）		幹事者の商号又は名称
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住所	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住所	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住所	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住所	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名	印	
住所	〒	

特定委託業務共同企業体協定書（ひな形〔分担履行型〕）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 みえ観光の産業化推進委員会発注に係る〇〇業務委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。
以下「委託業務」という。）
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という。）の履行完了後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社
△△県△△市△△町△△番地	△△株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務）

第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇業務	〇〇株式会社
△△業務	△△株式会社

- 2 前項に規定する分担業務の金額については、次条に規定する運営委員会が定め、発注者に通知するものとする。発注者と契約内容の変更があったときも同様とする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 契約の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前 2 項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前 3 項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務の履行を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 (氏名) 印
△△株式会社 代表取締役 △△ (氏名) 印

(様式1－2－2)

特定委託業務共同企業体協定書（ひな形〔共同履行型〕）

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 みえ観光の産業化推進委員会発注に係る〇〇業務委託（当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。）
- 二 前号に附帯する事業

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、委託業務契約（以下「契約」という。）の履行完了後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社
△△県△△市△△町△△番地	△△株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び 部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社	〇〇%
△△株式会社	△△%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第 14 条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第 8 条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 18 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 20 条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社外〇社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 (氏名) 印

△△株式会社 代表取締役 〇〇 (氏名) 印

(様式 1－3)

令和 年 月 日

みえ観光の産業化推進委員会 委員長 あて

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

参加資格確認申請書記載事項変更届出書

先に提出した、参加意向申出書の記載事項に変更が生じたので、改めて参加意向申出書を提出します。

件名：五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託

(様式2)

質 問 票

令和 年 月 日

みえ観光の産業化推進委員会 あて

商号又は名称：

担当者名：

電 話：

F A X：

メール：

五感で楽しむ×三重の魅力＝おとたびみたび創出業務委託に係る下記の事項について質問します。

記

事項：	質問内容（箇条書き）
(例) コンペ参加仕様書 P1 3 委託業務の概要について	

※ 令和4年3月15日（火）17時締切

(様式3)

業 務 実 施 体 制

商号又は名称	
代表者職氏名	

役 割	氏 名	年齢	実務経験年数・資格	担当する業務内容
統括責任者			○実務経験年数 年 ○資格	
連絡責任者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	
担当者			○実務経験年数 年 ○資格	

(注1) 配置を予定しているもの全員について記入すること。

(注2) 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。

(様式4)

申 立 書

令和 年 月 日

みえ観光の産業化推進委員会 委員長 あて

住 所

商号又は名称

代表者 職・氏名

※押印は不要です

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、納税(徴収)の猶予制度を受けるため関係機関に申請を行ったことにより、提出日時までに下記2の書類の提出(提示)ができないので、申し立てます。

記

1 案件名

2 提出(提示)ができない書類

(※提出(提示可)ができないものにチェックをしてください。)

☐ 消費税及び地方消費税についての納税証明書(その3未納税のない証明用)の写し
(提示可) [発行: 所管税務署]

☐ 三重県税についての納税確認書の写し(提示可) [発行: 三重県の県税事務所]

3 誓約事項(※ご確認のうえチェックを行ってください。)

☐ 上記2の該当税目において、納税(徴収)の猶予制度で猶予を受けるもの以外に未納(滞納)はありません。